

岡山県稲、麦類及び大豆の種子供給に係る運用

農 産 課 長 通 知
制 定 平成30年3月27日付け農産第1252号
一部改正 平成31年2月12日付け農産第1091号

第1 奨励品種等の決定に当たっての運用方法

1 奨励品種等の決定基準

岡山県稲、麦類及び大豆の種子供給に係る基本要綱（平成30年3月13日付け農産第1187号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第2の2の「決定基準」は別記1のとおりとする。

2 審査会

- (1) 民間の品種育成関係者を要綱第2の3の審査会（以下「審査会」という。）の構成員とする場合は、これらの組織する団体（以下「団体」という。）を通じて適当な者を選定するものとする。ただし、団体がない場合には、当面参考人として意見を述べる機会を設けることにより対応するものとする。
- (2) 審査会は、要綱第2の3に定める事項を調査審議するに当たっては、部会等を設けてこれを処理することができるものとする。

3 奨励品種決定調査

(1) 奨励品種決定調査の担当機関

要綱第2の5の(2)の「奨励品種決定調査の担当機関」は、次のとおりとする。

ア 基本調査は、岡山県農林水産総合センター農業研究所（以下「農業研究所」という。）が行うものとする。

イ 現地調査は、奨励品種適応地域ごとに、その地域内を管轄する農業普及指導センターの協力により、農業研究所が行うものとする。

ただし、調査に用いるほ場の管理については、農業者に委託することができるものとする。なお、ほ場の管理を委託する農業者は、当該ほ場を日常的に管理することが可能なものの中から選定するとともに、選定した農業者とは、奨励品種に決定される以前の調査対象品種の種子が他に渡らないよう調査ほ場から得られる生産物の処分方法について、あらかじめ取り決めておくものとする。

(2) 奨励品種決定調査の方法

要綱第2の5の(2)の「奨励品種決定調査の方法」は別記2のとおりとする。

第2 原種等の供給に当たっての運用方法

1 原種等の対象品種

要綱第4の2の「知事が特に必要と認めた品種」は、次の場合とする。

- (1) 奨励品種決定調査を1年以上行い、審査会において有望であると認めた品種であって、次の条件により普及のための一般種子を生産するために必要な原種又は原原種（以下「原種等」という。）をあらかじめ生産するもの
 - ア 県種子計画の中で生産を行うこと。
 - イ 生産対象となった品種が奨励品種等にならなかった場合には、種子としての生産を中止すること。
- (2) 品種の特性を明らかにするため、複数の農業者に大規模な試験栽培を委託することとしている品種であって、次の条件により当該試験栽培用の一般種子を生産するために必要な原種等を生産するもの
 - ア (1)のイの条件を満たすこと。
 - イ 奨励品種決定調査を実施していること又は実施することが明らかであること。
- (3) 消費者の需要の把握等を目的とした試験販売に必要な生産物を確保するため、栽培を委託することとしている品種であって、次の条件により当該栽培用の一般品種を生産するために必要な原種等を生産するもの
 - ア (1)のイの条件を満たすこと。
 - イ 奨励品種決定調査若しくは生産力検定試験（品種の収量、病虫害抵抗性その他主要な特性を明らかにするため、農業研究所が実施する試験をいう。以下同じ。）を実施していること又は実施することが明らかであること。
 - ウ 栽培において知事は、受託者に対し必要に応じ生産について指導を行うとともに、両者間において災害による被害等が生じた場合の措置について合意が形成されていること又は形成されていることが明らかであること。
 - エ 受託者は必要に応じほ場審査、生産物審査に必要な資料を県に提出すること。

2 安定供給に係る留意事項

- (1) 原種等の供給について、知事が自ら行う生産、委託生産等により、全体として適正に供給されるよう必要な原種ほ場等の面積を確保すること。
- (2) 原種等を県外に配付する場合は、配付先及び配付量について、関係都道府県又は改良協会を通じて全国主要農作物種子安定供給推進協議会（以下「全種協」という。）との連絡調整を行うものとする。
- (3) 原種等の配付に当たっては、本県が生産し、かつ、要綱第4の3の規定に基づき審査済みであることを、要綱第5の3の(6)の生産物審査結果に準じて通知するものとする。なお、同質遺伝子品種（特定の病虫害抵抗性等の特定の形質を除き、他の形質は遺伝的に同質となるよう改良された品種。以下同じ。）の場合に限り審査済みの原種を混合して配付することができるものとする。ただし、その通知には、

混合したすべての品種名及びその混合比率（重量若しくは容積又は重量比若しくは容積比）並びに当該原種から構成される集団に名称が付されている場合には、その名称を記入するものとする。

- (4) 知事が生産する原種等について、種子生産に係る適正な記録を行うものとする。
また、委託生産等により、原種が生産される場合は、種子生産に係る適正な記録を行うよう受託者を指導するとともに、その情報を集約する。

3 品質の確保

要綱第4の3の「留意事項」は、次のとおりとする。

(1) 原原種

ア 品種の混交を避けるために、異品種からの隔離、周辺への同一品種の配置等適切な管理を行う。

イ 1本植え又は1粒播きによる系統栽培とする。

ウ 品種本来の特性と異なる個体又は種子が混入している系統の全部を除外した上で、原原種の生産に用いる原原種を系統別に保存するとともに、残余の個体を原種の生産に用いる。

ただし、保存する原原種の系統は、品種の固定度に応じ適切な数を選択する。

エ 原原種生産用の種子は、定期的に育種家種子で更新し、品種の特性を保持する。

(2) 原種

ア (1)のアに同じ。

イ 異種、異品種等の個体が発見しやすいよう可能な限り疎植又は薄播きとする。

4 ほ場の設置等

要綱第4の4の「原種ほ場等を設置するに当たっての留意事項」及び要綱第4の5の「購入等により原種等を調達する際の留意事項」は、次のとおりとする。

- (1) 生産しようとする品種の栽培に適した気象、土壌、用水等の自然条件を有する地域内にほ場があること。
- (2) 周辺のは場における植物、病原体又は汚水、混交の可能性のある植物の花粉等から原種等の生産が重大な支障を受けるおそれのないこと。
- (3) 原種等の生産に直接責任を有する者が、原種等の生産方法に関し必要な知識及び技術を有し、かつ、生産しようとする品種の来歴、特性、固定度等に関する知識を有していること。
- (4) 原種等の生産に必要な機械及び施設を利用できる体制を有していること。
- (5) ほ場が、種子生産を効率的に行い得る適切な面積を有していること。

第3 一般種子の生産に当たっての運用方法

1 対象品種

要綱第5の1の「知事が特に必要と認めた場合」は、次の場合とする。

- (1) 奨励品種決定調査を2年以上行い、審査会において有望であると認めた品種であって次の条件により普及のための一般種子を生産するもの
 - ア 種子生産計画の中で生産を行うこと。
 - イ 生産対象となった品種が奨励品種等にならなかった場合には、採種ほ場における種子としての生産を中止すること。
- (2) 品種の特性を明らかにするため、複数の農業者に大規模な試験栽培を委託することとしている品種であって、次の条件により当該試験栽培に必要な一般種子を生産するもの
 - ア (1)のイの条件を満たすこと。
 - イ 奨励品種決定調査を実施していること。
- (3) 消費者の需給の把握等を目的とした試験販売に必要な生産物を確保するため、栽培を委託することとしている品種であって、次の条件により当該栽培用に必要な一般種子を生産するもの
 - ア (1)のイの条件を満たすこと。
 - イ 奨励品種決定調査を実施していること。
 - ウ 栽培において委託者は、受託者に対し必要に応じ生産について指導を行うとともに、両者間において災害による被害等が生じた場合の措置について合意が形成されていること又は形成されることが明らかであること。
 - エ 委託者は必要に応じほ場審査、生産物審査に必要な資料を知事に提出すること。

2 安定供給に係る留意事項

- (1) 一般種子の供給について、全体として適正に供給されるよう、必要な採種ほ場の面積を確保する。
- (2) 一般種子が、県外に配付されることとなっている場合は、配付先及び配付量について改良協会を通じて、関係都道府県又は全種協との連絡調整を行うものとする。
- (3) 一般種子を生産する農業者に対し、種子生産に係る適正な記録を行うよう指導するとともに、その情報を集約すること。

附 則

この運用は、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (平成31年2月12日付け農産第1091号)

この運用は、平成31年2月12日から施行する。

奨励品種等の決定基準

1 奨励品種の選定

奨励品種に選定する場合は、奨励品種決定調査（要綱第2の3の規定により県が行う試験をいう。以下同じ。）、他の都道府県が行った同様の調査及び流通評価を勘案し、県内各地に広く普及する必要性があり、おおむね次の基準のいずれかを満たしている品種のうち、普及上特に支障となる欠点のないものの中から選択するものとする。

- (1) 収量、病虫害抵抗性、品質その他の栽培上の重要な特性及び生産物の利用上の重要な特性を総合的に勘案し、既存の奨励品種（以下「対照品種」という。）と比較して明らかに優れていると認められること。
- (2) 収量、病虫害抵抗性、品質その他の栽培上の重要な特性又は生産物の利用上の重要な特性のいずれかについて、対照品種と比較して明らかに優れていると認められること。

2 地域適応優良品種の選定

地域適応優良品種に選定する場合は、奨励品種決定調査の段階において、おおむね次の基準のいずれかを満たしている品種の中から選択するものとする。

- (1) 将来、奨励品種となる可能性を持っていると認められること。
- (2) 奨励品種と同等の特性を有し、地域を限定して普及することが適切であると認められること。

3 奨励品種等の廃止

奨励品種等選定後、次のいずれかに該当すると認められるときは、当該品種を廃止することができる。

- (1) 当該品種の特性が変化し、1及び2の基準を満たさなくなった場合
- (2) 普及対象地域で栽培上重要とされる特性又は生産物の利用上重要とされる特性に関し、重大な欠点が明らかになった場合
- (3) 当該品種に係る作付面積が著しく減少し、今後とも増加の見込みがない場合
- (4) 新たな奨励品種等によって代替が可能である場合
- (5) 当該品種の種子の供給が困難となった場合

別記2

奨励品種決定調査の方法

1 調査対象品種

(1) 奨励品種決定調査（以下「調査」という。）の対象となる品種は、次のすべての要件を満たすものの中から審査会の調査審議を経て決定するものとする。

ア 調査に支障のない程度に品種の固定が進んでいること。

イ 調査に必要な種子が十分供給されること。

ウ 県が定めた病虫害抵抗性その他の主要な特性について、検定により明らかにされていること。

エ 県の対照品種との比較栽培試験等により、対照品種より改善された点が認められること。

(2) (1) の品種の育成者又は種子提供者は、調査を受けようとする品種について、(1) のアからエまでの事項に関する資料を添えて、農業研究所に次に掲げる期日までに申請を行うものとする。

春夏作 調査実施年の2月末日

秋冬作 調査実施年の8月末日

(3) (2) の申請の内容について、農業研究所がさらに知見の収集が必要と判断した項目がある場合は、追加的に必要な調査を求め、知見の収集を行った上で(1) の調査審議の対象とする。

2 調査の期間

調査の期間は、原則3年とする。ただし、調査対象品種に係る他の都道府県その他の機関の調査結果等を踏まえ設定するものとする。

3 調査に用いる品種

調査には、次の品種を含めなければならない。

(1) 対照品種 既存の奨励品種

(2) 標準品種 原則として数県にわたる地帯に奨励品種として共通して普及しており、調査対象品種の比較対象の基準となる品種

(3) 比較品種 特定の形質を比較するための品種

4 調査の概要

(1) 調査は基本調査及び現地調査により行う。この際、調査対象品種に係る他の都道府県その他の機関の調査結果等の既存の知見によって当該調査対象品種の特性が既に十分に明らかになっている場合は、当該特性に係る調査を省略することができる。

(2) 調査の耕種概要

調査の種類		農作物の種類	区 制		耕種法の種類
			1 区 面 積	区 数	
基 本 調 査	予備調査	稲 麦 類 大 豆	6 m ² 以上 1 0 m ² 以上 1 2 m ² 以上	2 区以上	作期、施肥水準、移植、播種の方法等について県に最も普及している耕種様式により調査を行う。
	生産力検 定調査	稲 麦 類 大 豆	6 m ² 以上 1 0 m ² 以上 1 2 m ² 以上	3 区以上	作期、施肥水準、移植、播種の方法等について県に普及している耕種様式を原則として複数用いて調査を行う。
現地検査		稲 麦 類 大 豆	2 0 m ² 以上	2 区以上	作期、施肥水準、移植、播種の方法等について当該奨励品種適応地域に最も普及している耕種様式により調査を行う。

(注1) 麦類は、大麦、小麦及び裸麦をいう。

(注2) 奨励品種適応地域は、要綱第2の4の(1)のイで定めるものをいう。

5 調査の項目

調査の種類		調査の項目
基本調査	予備調査	<p>1 稲 播種期、移植期（直播の場合は入水期）、出穂期、成熟期、発芽の良否（直播又は陸稲の場合に限る。）、稈長、穂長、穂数、全重、玄米収量、標準品種との玄米収量の比較比率、玄米千粒重、玄米品質、倒伏程度、病虫害、気象災害その他の障害に対する抵抗性（県において重要なものとする。）、有望度及び有利又は不利とした形質</p> <p>2 麦類 播種期、出穂期、成熟期、発芽の良否、稈長、穂長、穂数、子実収量、千粒重、子実品質、倒伏程度、病虫害、気象災害その他の障害に対する抵抗性（県において重要なものとする。）、有望度及び有利又は不利とした形質</p> <p>3 大豆 播種期、開花期、成熟期、発芽の良否、茎長、分枝数、子実収量、百粒重、子実品質、倒伏程度、病虫害、気象災害その他の障害に対する抵抗性（県において重要なものとする。）、有望度及び有利又は不利とした形質</p>
	生産力検定調査	<p>1 稲 予備調査の項目に次の項目を追加する。ただし環境変化を受け難い項目は、省略することができる。 心白又は腹白の多少、搗精歩合及び食味、最高分けつ期の草丈及び茎数</p> <p>2 麦類 予備調査の項目に次の項目を追加する。ただし環境変化を受け難い項目は、省略することができる。 容積重及び子実加工品の品質</p> <p>3 大豆 予備調査の項目に同じ。ただし環境変化を受け難い項目は、省略することができる。</p>
現地調査	<p>1 稲 基本調査の予備調査の項目から全重を除いたものに次の項を追加する。 最高分けつ期の草丈及び茎数</p> <p>2 麦類 基本調査の予備調査の項目に同じ。</p> <p>3 大豆 基本調査の予備調査の項目から分枝数を除いたもの。</p>	

(注) 調査対象品種に係る他の都道府県その他の機関の調査結果等によって当該調査対象品種の特性が既に明らかになっている場合は、当該特性に係る調査項目を省略することができる。